

DDR¹⁾における性の商品化

ジャクリーン・ポルスト、長嶋明子

1. はじめに
2. DDR のセクシュアリティに関する基本状況
3. DDR におけるジェンダー平等
4. DDR におけるポルノグラフィ
5. DDR における春売春
6. おわりに

1. はじめに

私たちは、2011年度の紀要に DDR における同性愛についての論文を執筆したが、同性愛に関する状況は、DDR におけるセクシュアリティやジェンダーの一般的な状況と深い関わりがあると思われる。

同性愛をめぐる状況の変化について理解するには、DDR における一般的なセクシュアリティやジェンダーの状況を明らかにすることなくしては研究を先に進めることはできず、また、日本語文献に DDR におけるジェンダーやセクシュアリティを扱ったものが少ないため、本論文では、第一にドイツ語文献からの翻訳を試みると同時に、ジェンダーやセクシュアリティの領域の中でも、特に同性愛と同様に語られることの少なかったポルノグラフィと売買春に光を当てることで、DDR のジェンダーやセクシュアリティをめぐる社会・文化・制度への理解を進めることを目的としている。

また、これと付随する疑問として、社会主義を採用した DDR における「性の商品化」という問題が、日本をはじめとする資本主義社会とどのような共通点を持ち、どのような相違点を持つのかについても言及したい。

2. DDR のセクシュアリティに関する基本状況

DDR だけではないが、社会的な基本状況がセックスと愛に反映される

と思われる。しかし、その社会的な基本状況とはどのようなものだったのか少し見ていきたい。

設立された当初のDDRは過度に潔癖であり、また、あらゆるところが政治化されている国だった (Kolano 2012: 15)。

70年代初め以降、徐々に性や身体性や性欲が自由化されたが、旧西ドイツと違って、それはいきなり最大限の力で来る波みたいな形ではなく、徐々に穏やかに起こり、続いている状態だった (Kolano 2012: 15)。

もうすでに1949年の設立当時から、旧東ドイツには理想と現実の間に矛盾があった (Kolano 2012: 24)。非常に規範的な国としてイデオロギーが重要な役割を果たし、人生のすべての分野に浸透していた。その理想というのはマルクスやエンゲルスのような19世紀の思想家の理論で、民主主義的で裕福な社会であり、男女平等の社会であり、物質的な所有ではなく、誰でも手に入れることができる文化的な豊かさが表面に出る社会で、誰もが自分の才能に応じて発展できる社会だった。特にその中心になったのは女性の解放だった。しかし、現実が違っていた。

最初は、性欲や愛はコルセットのように制限され、社会主義モラルの掟に基づいて、過度に潔癖で、抑圧された、視野が狭くて、小市民的な雰囲気蔓延していた。共産主義的な理想に誠実な気持ちを持ち続けることが、パートナーに対する誠実な気持ちと同義を与えられた (Kolano 2012: 28)。

60年代になると経済状況が安定し、ベルリンの壁の建設のためコルセットが膨張された。1968年から旧西ドイツに性革命が起こり、それに対する反応として、国家やSED²⁾が旧東ドイツの市民のプライベートライフから完全に退却した (Kolano 2012: 31)。しかし同時に第249条(反社会的な人物に対する条項)が公布された。この条文によって社会主義にふさわしくない人物を簡単に迫害できるようになった。1971年の政権交代でErich Honecker³⁾は新しい党首になり、いろいろな革新の潮流の中でDDRの国民が均質的な一党制にも関わらず、私的領域で新しい自由ができたが、同時に秘密警察はますます市民の私的な生活を管理することになった (Kolano 2012: 32続く)。

3. DDR におけるジェンダー平等

DDR の政策の中心に置かれたのはジェンダー平等や女性に関する政策だった。後ほどのポルノグラフィや売買春とジェンダー平等や女性には関連性があると思われるので女性をめぐる法律や DDR におけるジェンダー平等を整理しておく。

DDR では、就労人口の半数が女性であった。一般的に女性が社会のなかで働いている、それも社会的に重要な地位に一定以上の割合で女性が就いているのも当たり前前の社会であった（田口・落合 1989: 109）。

女性が労働者として社会に進出していると、当然労働条件も女性のことを配慮した内容になっている。その特徴を簡単に挙げれば、「同一労働・同一賃金」の原則、「出産休暇・育児休暇」の保障、子どもや高齢者などの扶養が必要な家族のいる人の「時間外労働の禁止」、「有給休暇の優遇制度」としての月一回の「家事日」などの「母性保護の政策」が行われていた。

女性にとって安心して働くことができる環境も大事であるが、妊娠・出産・育児が女性に対してどれだけの負担を強いる社会なのかということも重要である。そのような観点から DDR を見ても、驚くような記述が多い。例えば、妊娠・出産に関しては、医療費の無料はピル・中絶・出産にも適用されていた。ピルは1968年に解禁され、「女性の約40%がピルを服用」（田口・落合 1989: 108）し、非嫡出子に対する法的差別もまったくなく（大西 1986: 208）、1972年以降は、妊娠12週以内であれば、妊婦の自由意志で公的産院の専門医の手によって無料で中絶できた（大西 1986: 208）。つまり、1970年代の初めには、女性の意思で産みたいときに産むことの最低条件がそろっていたということである。出産費用の無料のみならず、妊娠中の規則的な妊娠検診で第一子1000マルク、第二子1500マルク、第三子2500マルクの手当（田口・落合 1989: 107）が出されていた。1マルクは当時、100円くらいの生活感覚であるから、1000マルクと言えば約10万円である。

政策的に保育所と幼稚園の設置も進められた。「憲法に保障された労働権と男女平等の権利に基き、女性が母親として子どもを産み育て、労働の場で十分能力を活かすことができるための、母子保険と育児に関する保障」（田端 1981: 37）を行うためである。DDR は1980年の希望者全員入所・

入園を目指し、1978年には、保育所対象年齢である3歳未満児の60%、幼稚園は90%以上の就園率に達した(田端 1981: 39)。

つまり、DDRの女性たちは、経済的自立と、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖にかかわる健康と権利)を手にしていたのである。

しかし、女性が経済的に自立し、性と生殖における自己決定権を持っていたからといって、非婚化が進むようなことはなかった。DDRは全期間を通して一般的に早婚(エングラー 2010: 297)で、平均結婚年齢は20代前半だった(田口・落合 1989: 107)。さらに、最高5000マルクの無利子の結婚ローン(田口・落合 1989: 107)が、26歳までのすべての初婚に対して与えられた。若い家族の90%が利用していたという。

しかし、DDRでは結婚するのも早かったが、離婚するのも西ドイツと比べて早かった(エングラー 2010: 297)。

パートナーは結婚のときも離婚のときも「扶養者」ではない。家族法において「離婚は、配偶者同士の関係を根本的に絶ち、どちらの配偶者も離婚相手への物質的義務にわずらわされずに、将来の生活を築くことを可能にするものでなければならない」と定められていた(エングラー 2010: 297-8)。

以上のような社会制度や文化的前提があった上で、DDRにおけるポルノグラフィと売買春について次からみていきたい。

4. DDRにおけるポルノグラフィ

DDRでは、刑法125条によって、ポルノグラフィが禁止されていた。刑法125条は、以下のような条文である。

「ポルノ雑誌やポルノの記述、絵、フィルム、表現を配ったり、または、公的な場でアクセスできるようにした人、そのような目的で生産した人、輸入したり取得した人は、公的な叱責、罰金、二年以下の強制収容または自由刑⁴⁾に処せられる。」(Sillge 1991: 79)

この条文自体には、ポルノグラフィそのものの定義については書かれていない。しかし、アレジンとミュラー＝ヘーグマンの編集した『若者辞典—カップル編』(1989年)は、セクシュアリティやジェンダーに関わるさ

さまざまな項目について解説した青少年向けの辞典で、ここには、ポルノグラフィについて以下のような記述がなされている。

「ポルノグラフィとは、絵や文章で猥褻な（規律に反する）または異質な性的な行為をただ性的な欲求を高めるように味気なく表現したものである。ポルノグラフィは愛とセクシュアリティを不潔にするので、非人間的なものである。しばしば性的に変態的なことについて描写しており、残酷さの賛美（鞭打ったり、縛ったりすること）と結びついている。当然このような製品は、資本主義では、利益と、政治的または別の社会的な問題から大衆の気を逸らすという理由で広く普及しているが、私たちの側では禁止されている（低俗わいせつな製品）。（中略）この本に含まれているような美的な行為の絵はポルノグラフィとは何の関係もない。」（Aresin & Mueller-Hegemann 1989: 120-121）

ポルノグラフィは、人間の性を不潔にし、非人間的なものであると位置づけられ、変態的なものや残酷さと結び付けられていることがわかる。ちなみに、「美的な行為の絵」というのは、セックスの体位について説明した写真で、全裸の男女が抱き合っている姿が数ページにわたって掲載されている。

そして、この説明の中に出てきた「低俗わいせつな製品」については以下のように書かれている。

「低俗わいせつな製品とは、文章や絵や映像や録音媒体やその他の製品で、人種差別、残虐さ、他者を軽蔑したり、性に関わって過ちを犯す傾向を呼び起こしかねないもので、特に青少年に危険なものを言う。なので、そのような製品をDDRに輸入したり広めたり、保護者として若者が所有することを許容することは、禁止されており、罰せられる。」（Aresin & Mueller-Hegemann 1989: 133）

つまり、このふたつの説明からすると、ポルノグラフィは暴力や差別にかかわる表現であると考えられて禁止されていたのである。

DDRにおけるポルノグラフィの禁止にあたる125条は、DDRがなくなるまで、本来のポルノグラフィを取り締まるためには使われない傾向に

あったが、1970年代の性の自由化が進んだ時代には、刑法125条違反で逮捕されるということは減少していった。1970年には約700件が刑法125条によって有罪判決を受けたが、1989年には、その間に印刷されたポルノ製品が莫大に増えて広まっていたにも関わらず、70件だった (Starke 2010: 85)。

ポルノグラフィが刑法125条と146条(低俗わいせつな製品の禁止)によって禁止されており、商品として出回ることがなく、公的領域から隠されていたことは、複数の論者に一貫して指摘されていることである。

1970年代からDDRにおけるセクシュアリティとパートナーシップに関する大量調査を行ってきたシュタルケは、1989年11月の壁が崩壊するまでは、ポルノの使用や頒布はプライベートなもので、非市場的なレベルのものだったと、述べている (Starke 2010: 85)。

また、ポルノグラフィの公的領域での不在について、以下のようにも記述している。

「DDRにおいてポルノグラフィは、まったく大量出版されていなかったし、公的な議論のテーマになったこともないし、性科学的な議論や研究においても何の役割も果たさなかった。教育学者も法学者も、教会も政治家もポルノグラフィの定義やポルノグラフィについて何かを決定しなければならぬということにはなかった。青少年は (DDR 市民一般と同様に) 「西の脅威」から極力守られていた。税関を除いてポルノグラフィに特別な注意が払われることもなかった。(中略) ポルノグラフィの影響についての議論もなかった。なぜなら、そのような西側の「野蛮」な製品それ自体が、社会的・人格的に害を与えるはずだからである。」 (Starke 2010: 85)

DDRを見た日本人も、DDRでは人間性を侮辱しないことが最低基準になっているので、裸体が美しく表現されることはあっても、ポルノ映画やポルノ雑誌がなかったことに言及している (村田1988: 54)。

DDRの女性同性愛についての本を書いたジルゲも、ポルノグラフィが差別的であるから禁止されており、そのことについてDDRの人々は国家による抑圧とは感じていなかったと述べている (Sillge 1991: 79-80)。さらに、DDRにおけるポルノグラフィの禁止は、性道徳によるものではな

くて、人間の尊厳を傷つけるかどうかという点に重点が置かれていることを指摘している (Sillge 1991: 81)。

ポルノグラフィの禁止が差別や暴力の禁止だったことに加えて、ジルゲは、こうしたポルノグラフィの禁止が女性の性的自由を拡大していたとも述べている。

DDRには、「セクシーなポーズをとった色っぽい女性がいっぱい載っている男性誌はなかった。日々女性がセックスに還元された女性らしさと対決するということはDDRではほとんどなかった。それに加えて、女性たちが職業に就いて (注：経済的に自立して) いたことで、可能な限りの自己決定をできたことが、彼女たちに自分を主体として感じさせ、セックスの主体としても感じさせていた。」 (Sillge 1991: 80)

ジルゲは、経済的自立と自己決定権を認められていたこと、そして、女性性の「性の商品化」と対決する必要から逃れられていたことを、女性たちのセクシュアリティを含めた生そのものにおける主体性と関連付けている。

しかしながら、ポルノグラフィの公的領域での不在がもたらしたものは、女性の性の主体性と自己決定権の問題におけるポジティブな反応ではなかった。

統一直前・直後に、旧東ドイツ人が好奇心から大量にアダルトショップに行ったり、アダルトビデオを観ていたりしたことは、よく知られている話である。

統一直前・直後のDDR市民の反応はポルノに対して二極化していた。1989年12月のハンブルクのGewis Institutの調査によれば、DDR市民の52% (男性58%、女性46%、30歳未満60%、30歳以上48%) がポルノ解禁を支持していた。半分は現実的に考えていて、事実上、法律を追い越している不合理に気がついており、リベラルに判断し、規則に縛られない発言をしていたが、もう一方の半分は、まだ、そして後に再び、ポルノに反対していた (Starke 2010: 85-86)。

ポルノ解放に賛成する裏で、自分自身がポルノを観られるようになったらいいという人はそんなに多くなかった。この調査では、たったの26%の男性と12%の女性がその要求に言及していた。もっと多くの人は、こ

れ以上国家が牛耳り続けることにうんざりしていると話した。つまり、彼らはずいぶん何を観たり、聞いたり、読んだりするのかを自分で決めたいのであり、その他の点では、現状維持でかまわないのだった (Starke 2010: 86)。

確かに DDR では、一般的に物不足があったが、エロトグラフィの不足もあった。確かにさまざまな性産業の製品に興味もあった。たしかに、好奇心旺盛な東ドイツ人は、この領域でも西側にはどんなものがあるのか知りたがっていた。しかし、ポルノは東ドイツ人にとって、性的な自由や解放そのものというふうには、受け取られなかった。彼らはきわめてわずかな部分的なイメージや間違っただけのイメージを持っていて、ポルノがあったらいいのに、と思っていたが、彼らはポルノなしでも性愛を楽しんでいた (Starke 2010: 86)。

ポルノに対する多種多様な態度と、確かな矛盾は、禁止のイメージにも表れていた。DDR には公的なポルノに関する議論はなかったし、PorNo キャンペーン (1987年に Alice Schwarzer が西ドイツで始めた反ポルノキャンペーン) は DDR に達しなかった、もしくは、彼らにとって対象のないものだったので、それに関連する敏感さもないし、不安感もなかった。旧東ドイツ人は、統一後、さしあたり、ポルノグラフィを資本主義的な野蛮だと評価して非寛容的に拒否していなかったり、非社会主義的な堕落の表れとして理解していなかった場合は、そのような現象に対してはのんきで、ナイーブで、無批判的に興味を持った (Starke 2010: 88)。

統一直前・直後のポルノグラフィをめぐる DDR の興味深い現象は、公的領域でのポルノグラフィの排除が、国家的に推し進められたものであったこと、また、そのために人権思想に裏付けられた反ポルノグラフィの運動や思想が育たなかったことの結果であると言える。

5. DDR における春売春

時代の証人に春売春について訊いてみると、公共の場からほとんど消え、メディアでも取り上げられることがなく、目にも耳にも入らなかったため (Falck 1998: 90)、「DDR にはそんなものはなかった」という答えが多く出る。しかし、売買春は、見えなかったと言っても、なかったわけではない。

コロノ (2012) によれば、DDR における売買春は、3 期に分けること

ができる。

第1期は、戦後復興・DDR建国の時期にあたり、貧困からくる売春が行われた。

戦争直後の状況下において、売春は女性が稼ぐ唯一の手段だった。多くの女性が夫を亡くし、家族は壊れ、街は瓦礫と灰だらけの状態だった。貯金もなく、子どもは空腹に耐えていた。女性が給料をもらえる仕事に就くことも、教育を受けることも夢のまた夢だった (Kolano 2012: 113)。

第2期にあたる50年代半ばから60年代終わりは、DDRから売春はなくなってしまったかのような状態になった。党の風紀担当官は、資本と市場がなくなり、生存の不安がなくなり、就業することが人間を良い方向へと変えると信じていた。無収入の女性に仕事を与えるように社会的に支援すれば売春婦にならなくなる、というのである。

当時のMagazinという雑誌には、

「女性の平等が実現され、女性に対して働く権利と同一賃金が保障され、性教育を受ける権利を持ち、若者が清潔さと真実の文化に対する感覚を呼び覚まされるところでは、売春はなくなっていく。どの女性も身体を売ることが「個人の自由」として法的に保障されているにも関わらず、DDRでもまたそのような状況がみられる」

と書かれていた (Kolano 2012: 116)。

売春がなくなっていくかのような状況に対して変化が現れるのは、1961年のいわゆる「ベルリンの壁」建設後のことである。

ベルリンの壁の建設後、政府はDDR市民の不満をおさえるためにIntershopと呼ばれる、海外向け輸出品と西側諸国からの輸入品を扱う店をつくった。ここで売られているものは非常に希少価値があり、その分高価で、しかも当初、西ドイツの通貨であるDマルクで、外国人しか買うことができなかった。

このため、外国の企業マンや西ベルリンからの移民労働者と愛人関係になる女性たちが出現するようになった。売春の対価として愛人に高いものをプレゼントさせるのである。このような東ドイツ型の愛人関係は、東ドイツでは典型的な売春であった (Kolano 2012: 117)。

このような新しい形の売春現象は、刑法の改正にも反映されるように

なった。それ以前は、売春自体によって罰せられることはなく、売春仲介行為と青少年の目に触れるような場所での売春が禁じられていただけだった売春も、1968年の刑法改正によって、売春を専業として営むことは、労働怠慢と同じ「反社会的な振る舞いによって公の秩序をおびやかすこと」と位置づけられ、処罰されることになった。とは言っても、専業でない者が罰せられないということが示すのは、「売春に対する汚名は、金銭で買うことができるセックスという点にではなく、共同体的な労働プロセスと社会的な価値共同体を遠ざける、つまり DDR の言葉を使えば、非社会的素行を導くからであった」(Kolano 2012: 112) と言える。さらに、専業でない者を罰しないということは、事実上、売春行為は認められていたとも言えるのである。

1972年には、通過貿易(往来)に関する協定が西ドイツと東ドイツの間に結ばれ、DDR や東ベルリンに旅行する西ドイツ人や西ベルリン市民が急増した。これはすなわち、売春の観点から言うと客が急増したということである。

さらに、1974年には、Intershop が DDR 市民に開放された。それまで、D マルクしか使えず、DDR 市民には閉ざされていた最高級品を手に入れるということが、大金さえ手に入れば可能になったのである。これによって、D マルクを手に入れることの価値が上がった。その理由は、ひとつには、D マルクが直接 Intershop での買い物に使えるようになったからであり、もうひとつには、非公式に 1 D マルクが 10 マルクで交換されていたからである。

このようにして、DDR における売春の第 3 期は、1970年代の初めに、新しい現象として姿を現した。彼女たちは、客と対等だった。DDR の売春は、歴史的になかったような状況にあった。つまり、女性たちは完全に生存の危機から逃れていたし、自己決定であったし、まったくの好奇心でもあった。DDR における典型的な売春というのは、ポン引きも売春宿も必要とすることなく、社会的な必要によって強制的に課せられたものでもなく、女性たちが自立的に自由意志で営むものだった (Kolano 2012: 117-118)。売春をやめることに関して、社会的に保障されていたし、いつでも別の仕事を見つけることができたので、何の問題もなかった。また、強制売春につながりやすい麻薬を買うための売春というのものもなかった (Falck 1998: 202)。

このような売春を出現させるのに決定的なこととして、コラノ(2012)は、女性の育成、家族法、無料のピル、中絶の合法化を挙げている。すなわち、「女性にとっての理想的な条件というのは、売春婦にとっても理想的な条件である」(Kolano 2012: 118)。

その上、ほとんどの DDR の売春婦は、副業だった。つまり、彼女たちは、公的には労働者の一員であり、労働者であることに苦痛を感じていたわけでもなかった。彼女たちが売春をしていたのは、もう少し多く稼ぎたかったからであったり、夜遊びしたかったからであったり、「最高級品」とか「美味しいもの」を苦勞することなく手に入れたいからだった (Kolano 2012: 118)。

しかし、女性たちはお金のためだけに売春したのでもなかった。彼女たちは世界に対する好奇心と冒険心を持っていた。西側の海外からくる男性たちは DDR の男性たちとは違う雰囲気を持っていた (Kolano 2012: 119)。

年始と秋の見本市の時期には、ライブツイヒは売春でものすごいにぎわいを見せた。世界中から仕事で人が集まり、普段は売春をしないような学生から公務員まで売春した。売春婦たちは、一人の客から100~300D マルクをもらい、1日に3000D マルクを稼ぐ売春婦もいた。見本市の期間だけで保育園の園長3年分の給料にあたる金額を稼ぐこともできた。このような売春を党の風紀担当官は、見て見ない振りをした (Kolano 2012: 119)。当局にとって、売春の存在は、一方で間接的な外貨の収入源であり、他方で国家公安警察が売春婦を情報収集のために利用することもあったからである (Falck 1998: 202)。

6. おわりに

DDR における「性の商品化」についてみてきたが、最後に本稿で明らかになったことを改めて整理したい。

ひとつは、ジェンダー平等推進政策とポルノグラフィの公的領域での不在が、女性の性の自己決定権と主体性に大きくかかわっていたかもしれない可能性が見えたことである。女性が男性と対等な労働者として認められ、経済的に自立し、リプロダクティブヘルス&ライツを保障され、子育ての負担をも社会が軽減する政策を取るという具体的なジェンダー平等政策が進められたこと、そして、自然な裸体と差別や暴力表現とを区別し、差別

や暴力を禁止したポルノグラフィ規制によって、女性が自己決定権と主体性を獲得したということは、言えるだろう。

しかしながら、ジェンダー平等は、売春をなくすことはなかった。海外への自由な渡航が制限された閉塞感からくる海外への憧れと、希少価値のあるものを手に入れることができるという特権が、売春へと拍車をかけていた。

とは言っても、その売春は、資本主義における売春と異なる側面があることも事実である。就業の保障とリプロダクティブヘルス&ライツの保障によって、女性たちは、生活費の心配や妊娠のリスクから逃れ、より自由な自己決定の条件を得ることができた。売春するということが、副業的かつ合法的に行われている限りで、売春女性たちが後ろめたさを感じる必要からは逃れていたことも、見逃せない。古典的な売春概念からは程遠いところでお金を得ていた彼女達にとって、売春は、やはり金銭と交換できる行為ではあったかもしれないが、西側のお金持ちの男性達との愛人的関係は、私たちの想像するようなセックスワーク、すなわち「労働」ではなかったかもしれない。

さらに、DDR では、売春仲介業者を通じた組織的・産業的な売春は発生しなかった。売春のメリットが外国人と出会うことや、DDR の日常では手に入らない希少価値のあるものを手に入れることにあったために、目新しさも現金もないDDR の男性を相手にした売春が主流とはならなかったのだろう。DDR の男性のなかにも、不倫も婚前性交も許されている社会で、しかも出会いの多い社会で、敢えて大金を払って買春しようという人は多くなかったのではないか。

DDR におけるポルノグラフィも、商品化されず、公的領域から排除されていたことが、ポルノグラフィに対する商品化の単なる肯定ではない、さまざまな態度を生み出していた。

しかしながら、DDR の状況を見る限りその禁止が国家主導的に行われていたということによって、人権思想に裏付けられた反ポルノグラフィの思想や運動を生み出すことにはならなかったと言える。ポルノグラフィが公的領域で売買される対象として存在しなくなるということが、女性の自由や自己決定権につながっていたかもしれないことは、証言としてはあっても、(資本主義に対抗する以外の形態の) 思想としては形成されていなかったのだろう。

商品化されない性の楽しさを知っていた東ドイツ人が、東西統一前後に最初は好奇心で西側のセックスグッズやポルノグラフィを欲しがったり、観たがったりしても、後からそれに背を向けたり、「自分で決めること」と人と自分との距離をとって考えるようになったことも非常に興味深い現象であった。

本稿では、公的領域におけるポルノグラフィの不在の影響や、ジェンダー平等とのかかわりについて、表面的にしか触れられなかったが、このような東ドイツ人のセクシュアリティ観について、今後も関連する事象を追うことで、「性の商品化」議論に新しい視点が見えてくるのではないかと期待している。

注

- 1) ドイツ民主共和国=旧東ドイツ：Deutsche Demokratische Republik、以下DDR。
- 2) ドイツ社会主義統一党（Sozialistische Einheitspartei Deutschlands 略称：SED）は、DDRの政党。
- 3) エーリッヒ・ホーネッカー（Erich Honecker, 1912–1994）は、DDRの政治家。ドイツ民主共和国第3代国家評議会議長（在任：1976年–1989年）およびドイツ社会主義統一党書記長。健康を理由に辞任したウルブリヒト書記長に代わって、東ドイツの新しい指導者となった。内政で当初は文化政策を中心に開放を目指し、改革派と見られた時期もあったが、次第にその体制は硬直化してシュタージによる反体制派の取り締まりがエスカレートした。1989年の東欧革命で失脚した。
- 4) 懲役・禁固・拘留などの身体的自由を拘束する刑。

引用文献一覧

- ヴォルフガング・エングラウ著／岩崎稔・山本裕子訳（2010）『東ドイツのひとびと—失われた国の地誌学』未来社
- 大西健夫編著（1986）『現代のドイツ・ドイツ民主共和国』三修社
- 田口知弘・落合直文（1989）『ユートピアをめざす東ドイツ』東洋出版
- 田端光美（1981）「大切にされる子どもと老人」日本ドイツ民主共和国友好協会編『社会主義のドイツ』大月書店
- 村田雅威（1988）『ドイツ民主共和国』国際交流センター

- Aresin, Lykke & Mueller-Hegemann, Anneliese (1989) “Jugendlexikon — Jugend zu zweit” (『若者辞典—カップル編』), VEB Bibliographisches Institut Leipzig
- Falck, Uta (1998) “VEB Bordell — Geschichte der Prostitution in der DDR” (『国营企業 売春宿—DDR における売春の歴史』) Ch. Links Verlag
- Kolano, Uta (2012) “Kollektiv d’amour — Liebe, Sex und Partnerschaft in der DDR” (『共同の愛—DDR における愛、セックス、パートナーシップ』) Jaron Verlag
- Sillge, Ursula (1991) “Un- Sichtbare Frauen — Lesben und ihre Emanzipation in der DDR” (『不-可視化された女性たち—DDR におけるレズビアンとその解放』) LinksDruck Verlag
- Starke, Kurt (2010): Sexuelle Verwahrlosung in der DDR? (「DDR における性的非行？」) In: Schetsche, Michael & Schmidt, Renate-Berenike (Hg.): Sexuelle Verwahrlosung: VS Verlag